

第52号議案

亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
亀岡市都市公園（保津川水辺公園）
- 2 指定管理者となる団体の名称
保津川遊船企業組合
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る
指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

| 管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称 | 指定の期間 |
|----------------------|---------------|------------------------|
| 亀岡市都市公園 （保津川水辺公園） | 保津川遊船企業組合 | 令和4年4月1日～ 令和7年3月31日 |